

平成 30 年度第 2 回 横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会 次 第

日 時：平成 31 年 2 月 27 日（水）午前 10 時 00 分から
会 場：横浜中央卸売市場食肉市場 総合市場ビル 3 階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 卸売市場法の改正に伴う取引規制について
- (2) その他

4 閉 会

横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会委員名簿

〔第7期／平成29年4月1日から平成31年3月31日まで〕

	氏 名	職 名
会 長	こ いづみ せい いち 小 泉 聖 一	日本大学生物資源科学部教授
副会長	ふく だ じゅん こ 福 田 順 子	一般財団法人日本産業協会理事
委 員	やま ぐち よし ゆき 山 口 義 行	横浜食肉市場株式会社代表取締役
委 員	さい とう ふみ たか 齋 藤 文 誉	株式会社横浜ミート代表取締役社長
委 員	じつ かた しげ みち 實 形 茂 道	株式会社横浜市食肉公社代表取締役
委 員	ふく おか い さ お 福 岡 伊三夫	横浜食肉商業協同組合理事長
委 員	かん ざき よし あき 神 崎 吉 章	横浜食肉売参事業協同組合理事長

(敬称略・順不同)

横浜市中心卸売市場業務条例 (抜粋)

第81条の6 委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第81条の7 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

平成30年度
第2回横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会 座席表

日時：平成31年2月27日(水) 午前10時00分

場所：横浜市中心卸売市場食肉市場 総合市場ビル3階会議室

(敬称略)

	コ 小 泉 会 長	フ 福 田 副会長		
ヤマ 山 口 委 員			シ 實 形 委 員	傍 聴 席
フ 福 岡 委 員			サ 齋 藤 委 員	
カ 神 崎 委 員				
ハ 半 田 食肉市場 運営課長	ホ 本 間 市場担当理事	コ 小 松 食肉市場長	キ 押 野 食肉市場 経営担当課長	傍 聴 席
キ 木 下 食肉市場 業務係長	ヒ 元 山 食肉市場 業務係			

【論点】卸売市場法改正に伴い、法が施行される平成 32 年 6 月以降の横浜市中央卸売市場食肉市場の取引規制について検討を行う。

1 卸売市場法改正の目的

今回の卸売市場法の改正は、国による食品流通構造全体の改善の一部である。卸売市場が食品流通において重要な役割を果たしており、今後も流通の核として堅持すべきものであることから、卸売市場を含めた流通構造全体を合理化し、生産者・消費者双方のメリットを向上させることを目指している。国による様々な規制を廃止することで、公平性・公正性・公開性を保ちながら、各卸売市場の取引の自由度を高めることを目的としている。

2 卸売市場法の改正の内容

改正卸売市場法の主な改正点は、「農林水産大臣が中央卸売市場を認可する制度から、認定する制度への変更」、「国による卸売業者の業務許可等の廃止」、「市場毎の実態に合わせた開設者による取引規制の設定」などとなっている。

項目	現行法	改正法	
1 中央卸売市場の開設等	国が <u>整備方針・計画</u> を策定	国が <u>基本的な方針</u> を策定 →施設整備の支援は維持	
	開設者は都道府県又は人口 20 万人以上の市 →国が「認可」する。	<u>開設者の制限なし（民間事業者でも可）</u> →国が定める要件(※)に適合し、一定水準以上の規模を有するものを国が「認定」	
2 業務許可	卸売業者 国が許可 国が直接指導・検査監督	<u>卸売業者及び仲卸業者の定義のみとなり、その他の法律上の規定は廃止（開設者が規定）</u> (国は、開設者のみを指導・検査監督)	
	仲卸業者		<u>開設者による許可</u>
	売買参加者		<u>開設者による承認</u>
3 取引規制	(1)受託拒否	禁止	同左
	(2)差別的取扱		
	(3)第三者販売	<u>原則禁止</u>	<u>開設者が関係者の意見を聴き設定</u>
	(4)直荷引き		
	(5)商物一致		
	(6)取引に関する公表	取引結果を公表	取引 <u>条件</u> ・結果を公表

3 市場取引規制の検討

今回の法改正によって、市場毎の実態に合わせて開設者が取引規制を設定することが可能となる。受託拒否の禁止、差別的取扱いの禁止以外の取引規制は、開設者が規定することとなったため、次の取引規制について検討が必要である。

(1) 第三者販売の禁止

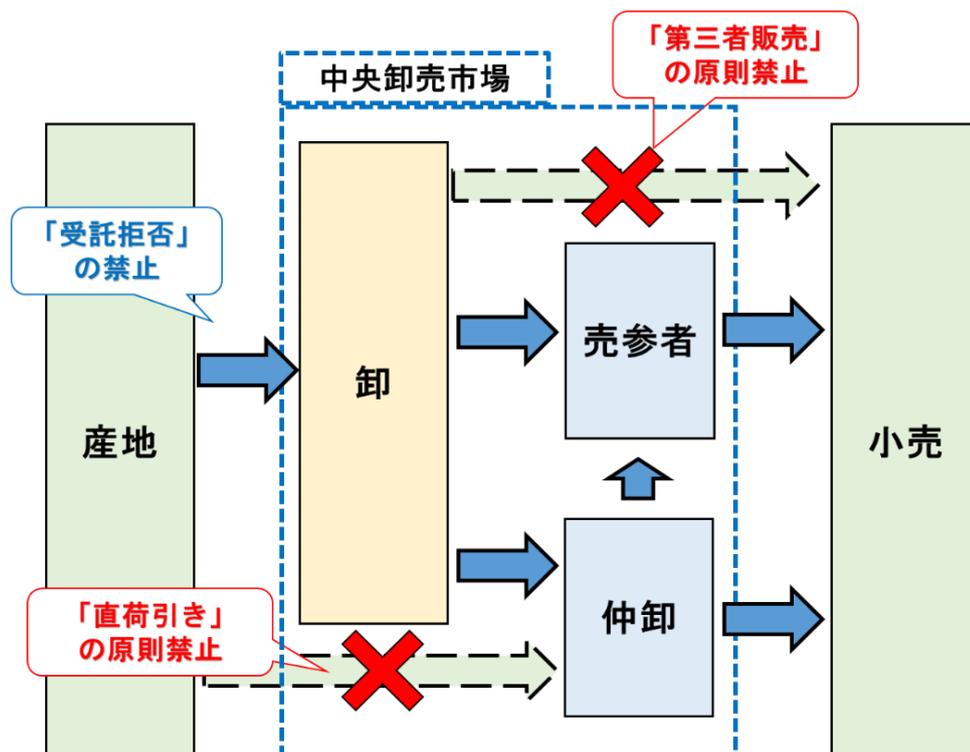
中央卸売市場の卸売業者は、当該市場の仲卸業者や、売買参加者以外の者（第三者）に対して卸売することが禁止されている。これは、経済的に利害が相反する売り手と買い手を配置することによって、公正かつ効率的な取引を確保するものである。

(2) 直荷引きの禁止

公正かつ効率的な取引の確保のため、中央卸売市場の仲卸業者は、当該市場の卸売業者以外の者から生鮮食品等を買って販売すること（直荷引き）が禁止されている。

(3) 商物一致の原則

中央卸売市場の卸売業者は、規格性や貯蔵性の乏しい生鮮食品等について、現物を市場に搬入し、商品の品質や内容を直接確認して取引を行うことにより適切な価格形成を図ることを原則としている。

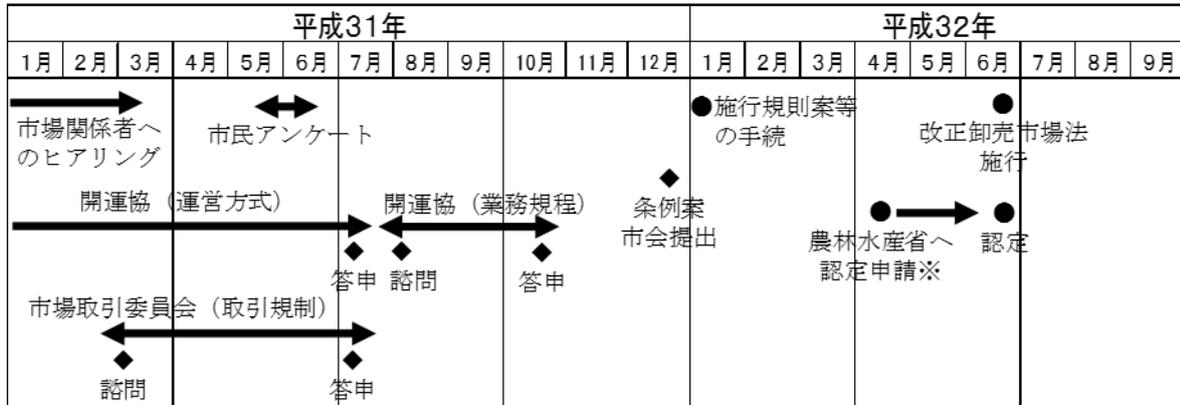


4 今後のスケジュール

- ・平成 31 年 2 月 27 日 市場取引委員会へ取引規制について諮問
- ・ 〃 5 月頃 市場取引委員会にて取引規制について検討
- ・ 〃 7 月頃 市場取引委員会から取引規制について答申

【参考】平成 32 年 6 月の改正卸売市場法施行に向けたスケジュール

- ・平成 31 年 7 月頃 : 開設運営協議会答申（市場の運営方式について）
- ・平成 31 年 7 月頃 : 市場取引委員会答申（取引規制について）
- ・平成 31 年 10 月頃 : 開設運営協議会答申（業務規程について）
- ・平成 31 年 12 月頃 : 中央卸売市場条例（仮称）案の市会提出
- ・平成 32 年 6 月 : 改正卸売市場法施行



※ 法改正に伴い、農林水産省へ認定申請（中央卸売市場の開設）が必要となります。